

※収支未記入は申告受付できません。

行政区	住所	氏名	電話番号
	朝倉市		

1. 収入

(単位:円)

地目	大字	地番	面積 a	土地を貸した相手の氏名	月日	金額(※)
					/	
					/	
					/	
					/	
計(収入)						①

※ 金額については、裏面「(申告書の書き方)、(2)」をご参照ください。

2. 経費

摘要		月日	金額
租税公課	貸している農地の固定資産税 ※自作地は対象外	/	
	農協賦課金	/	
	農政連賦課金	/	
	()水利費	/	
合計			
雑費	カントリー固定費	/	
	両筑土地改良区	/	
	朝倉町土地改良区	/	
	山田堰土地改良区	/	
	大石堰土地改良区	/	
	久喜宮土地改良区	/	
	()土地改良費	/	
	朝倉かんぱい	/	
		/	
	/		
合計			
計(経費)			②

3. 所得

収入－経費(①－②)	③
-------------------	----------

記帳・帳簿等の保存制度のお知らせ

平成26年1月から、事業(農業)所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行うすべての方が、記帳・帳簿等の保存制度の対象となっています。

帳簿の様式や種類については特に定めはありませんが、この集計表に記帳し、収支内訳書を作成した場合には、業務に関して作成し、又は受領した請求書・領収書などの書類とともに保存する必要があります。保存期間は、収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)が7年間、その他の関係書類が5年間です。

※所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

(申告書の書き方)

(1) 行政区、住所、氏名、電話番号を記入してください。

(2) 「1. 収入」部分の地目、大字、地番、面積、相手の氏名、受領日、金額を記入してください。
金額については以下を参照のうえ記入し、合計額を①に記入してください。

- 現金で受け取った場合 ⇨ 受取金額を記載
- 米で受け取った場合 ⇨ 参考米単価により計算した金額を記載

※ ヒノヒカリ3俵を受領した場合

10,800円×3俵=32,400円

※ 1反あたり1俵(夢つくし)の契約で、2反貸している場合

12,000円×1俵×2反=24,000円

- 米以外の現物を受け取った場合 ⇨ 申告者の金額による

(3) 「2. 経費」部分の各経費、支払日、金額を記入し、合計額を②に記入してください。

- 農地の固定資産税 ⇨ 納税通知書より、貸している農地の相当税額合計
- 農協賦課金 ⇨ 通帳や領収書で確認
- 農政連賦課金 ⇨ 通帳や領収書で確認
- カントリー固定費 ⇨ 通帳や領収書で確認
- 土地改良費 ⇨ 通帳や領収書で確認

(4) 「3. 所得」部分③に「収入」から「経費」を差し引いた額(①-②)を記入してください。

(令和5年参考米単価)

	1俵(60kg)あたり	1kgあたり
ヒノヒカリ	10,800 円	180 円
つやおとめ	10,800 円	180 円
夢つくし	12,000 円	200 円
元気つくし	12,000 円	200 円
つくしろまん	11,220 円	187 円
ツクシホマレ	10,800 円	180 円
実りつくし	10,500 円	175 円
コシヒカリ	11,400 円	190 円
にこまる	10,200 円	170 円